



宮 崎 県 公 報

平成21年5月29日 (金曜日) 号外 第 39 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

人事委員会規則

○職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

頁

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
○一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
○期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

人事委員会規則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第14号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成11年宮崎県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間） 第2条 育児休業条例第7条第1項及び第3項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。 （1） [略] （2） 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）第2条第3号から第5号まで又は第9号に掲げる職員（同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）として在職した期間 （3） [略]	（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間） 第2条 育児休業条例第7条第1項及び第3項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。 （1） [略] （2） 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）第2条第3号から第5号まで又は第9号に掲げる職員（同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）として在職した期間 （3） [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第15号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（一般の派遣職員の給与の特例） 第3条 一般の派遣職員（条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該職	（一般の派遣職員の給与の特例） 第3条 一般の派遣職員（条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該職

員の給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額（以下「職員としての給与」という。）に 100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額（報酬が月額以外で定められている場合にあつては、その額を月額に換算した額）との合計額（以下「報酬等の月額」という。）が、職員としての給与と当該一般の派遣職員が派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の規定により支給されることとなる在勤基本手当及び配偶者手当の月額の合計額（派遣先の機関から住居が無料で貸与されない場合にあつては、当該合計額に当該一般の派遣職員が所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給される住居手当の月額を加えた額）との合計額（以下「基準月額」という。）を下回る場合は、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合の区分に応じ、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれに次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

[略]

2～5 [略]

員の給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額（以下「職員としての給与」という。）に 100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額（報酬が月額以外で定められている場合にあつては、その額を月額に換算した額）との合計額（以下「報酬等の月額」という。）が、職員としての給与と当該一般の派遣職員が派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の規定により支給されることとなる在勤基本手当及び配偶者手当の月額の合計額（派遣先の機関から住居が無料で貸与されない場合にあつては、当該合計額に当該一般の派遣職員が所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給される住居手当の月額を加えた額）との合計額（以下「基準月額」という。）を下回る場合は、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合の区分に応じ、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

[略]

2～5 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第16号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成15年宮崎県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第5条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の期末手当、 <u>勤勉手当及び期末特別手当</u> に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）第15条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。	第5条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の期末手当 <u>及び勤勉手当</u> に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）第15条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第17号

期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>期末手当、勤勉手当及び期末特別手当</u> に関する規則 (目的)	<u>期末手当及び勤勉手当</u> に関する規則 (目的)

第 1 条 職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の規定に基づき、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特定幹部職員としない職員)

第 5 条の 2 [略]

(一時差止処分に係る在職期間)

第 7 条の 2 給与条例第 8 条の 2 及び第 8 条の 3 (これらの規定を給与条例第 8 条の 4 第 5 項、第 8 条の 5 第 7 項及び第 9 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。)に規定する在職期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 [略]

(一時差止処分の手続)

第 7 条の 3 任命権者は、給与条例第 8 条の 3 第 1 項 (給与条例第 8 条の 4 第 5 項、第 8 条の 5 第 7 項及び第 9 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分 (以下「一時差止処分」という。)を行おうとする場合は、あらかじめその旨を書面で人事委員会に通知しなければならない。

(一時差止処分の取消しの申立ての手続)

第 7 条の 5 給与条例第 8 条の 3 第 2 項 (給与条例第 8 条の 4 第 5 項、第 8 条の 5 第 7 項及び第 9 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、任命権者に対して行わなければならない。

(不服申立ての教示)

第 7 条の 7 給与条例第 8 条の 3 第 5 項 (給与条例第 8 条の 4 第 5 項、第 8 条の 5 第 7 項及び第 9 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。)に規定する説明書には、一時差止処分について、知事 (当該一時差止処分を受けるべき者が職員の場合にあっては人事委員会) に対して不服申立てをすることができる旨及び不服申立期間並びに県を被告として取消訴訟 (行政事件訴訟法 (昭和37年法律第 139号) 第 9 条第 1 項に規定する取消訴訟をいう。以下この条において同じ。)を提起することができる旨及び当該取消訴訟について県を代表することとなる機関並びに当該取消訴訟の出訴期間を記載しなければならない。

(勤勉手当の成績率)

第 14 条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員 100分の 145 (給与条例第 8 条第 2 項に規定する特定幹部職員 (次号において「特定幹部職員」という。)) にあっては、100分の 185)

(2) 再任用職員 6月に支給する場合には 100分の70 (特定幹部職員にあっては、100分の90)、12月に支給する場合には 100分の80 (特定幹部職員にあっては、100分の 100)

(期末特別手当の支給を受ける職員)

第 14 条の 2 給与条例第 8 条の 5 第 1 項前段の規定により期末特別

第 1 条 職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の規定に基づき、期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特定管理職員としない職員)

第 5 条の 2 [略]

(一時差止処分に係る在職期間)

第 7 条の 2 給与条例第 8 条の 2 及び第 8 条の 3 (これらの規定を給与条例第 8 条の 4 第 5 項及び第 9 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。)に規定する在職期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 [略]

(一時差止処分の手続)

第 7 条の 3 任命権者は、給与条例第 8 条の 3 第 1 項 (給与条例第 8 条の 4 第 5 項及び第 9 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分 (以下「一時差止処分」という。)を行おうとする場合は、あらかじめその旨を書面で人事委員会に通知しなければならない。

(一時差止処分の取消しの申立ての手続)

第 7 条の 5 給与条例第 8 条の 3 第 2 項 (給与条例第 8 条の 4 第 5 項及び第 9 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、任命権者に対して行わなければならない。

(不服申立ての教示)

第 7 条の 7 給与条例第 8 条の 3 第 5 項 (給与条例第 8 条の 4 第 5 項及び第 9 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。)に規定する説明書には、一時差止処分について、知事 (当該一時差止処分を受けるべき者が職員の場合にあっては人事委員会) に対して不服申立てをすることができる旨及び不服申立期間並びに県を被告として取消訴訟 (行政事件訴訟法 (昭和37年法律第 139号) 第 9 条第 1 項に規定する取消訴訟をいう。以下この条において同じ。)を提起することができる旨及び当該取消訴訟について県を代表することとなる機関並びに当該取消訴訟の出訴期間を記載しなければならない。

(勤勉手当の成績率)

第 14 条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 100分の 145 (給与条例第 8 条第 2 項に規定する特定管理職員 (次号において「特定管理職員」という。)) にあっては、100分の 185)

イ 給与条例第 3 条第 5 項に規定する職員 100分の 170

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 6月に支給する場合には 100分の70 (特定管理職員にあっては、100分の90)、12月に支給する場合には 100分の80 (特定管理職員にあっては、100分の 100)

イ 給与条例第 3 条第 5 項に規定する職員 100分の90

第 14 条の 2 から第 14 条の 8 まで 削除

手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する給与条例別表第 3 イ中 4 級の指定 1 号給から指定 3 号給までの適用を受ける職員（同条第 7 項において準用する給与条例第 8 条の 2 各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 第 2 条第 1 号から第 3 号まで、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号のいずれかに該当する者

(2) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第 7 条第 3 項に規定する職員以外の職員
第 14 条の 3 給与条例第 8 条の 5 第 1 項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末特別手当を支給しない。

(1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において第 2 条第 1 号から第 3 号まで、第 5 号、第 6 号及び第 9 号並びに前条第 2 号のいずれかに該当する職員であった者

(2) 第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる者

第 14 条の 4 期末特別手当について給与条例第 9 条の 2 第 6 項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、前条第 2 号に掲げる職員とし、これらの職員には期末特別手当を支給しない。

第 14 条の 5 第 5 条の規定は、前 2 条の場合に準用する。

（期末特別手当に係る在職期間）

第 14 条の 6 給与条例第 8 条の 5 第 2 項に規定する在職期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 第 6 条第 2 項及び第 7 条の規定は、前項の期間の算定について準用する。

（期末特別手当の減額）

第 14 条の 7 給与条例第 8 条の 5 第 2 項の任命権者が定める減額（次項において「減ずる額」という。）は、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 給与条例第 8 条の 5 第 2 項に規定する在職期間において懲戒処分を受けた職員 当該職員の同項に規定する期末特別手当基礎額に期末特別手当を支給する月に応ずる同項に規定する割合（次号において「期別支給割合」という。）を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合（次号において「在職期間別割合」という。）を乗じて得た額（以下「通常の場合の期末特別手当の額」という。）に 100 分の 40 を乗じて得た額を超えない範囲内で任命権者が定める額

(2) 前号の職員以外の職員 当該職員の給与条例第 8 条の 5 第 5 項（育児休業条例第 15 条（育児休業条例第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する合計額に期別支給割合を乗じて得た額にその者の在職期間別割合を乗じて得た額に 100 分の 20 を乗じて得た額を超えない範囲内で任命権者が定める額

2 任命権者は、前項第 1 号に掲げる職員について懲戒処分の事由となった行為の態様等に照らして特に必要があると認める場合には、同項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、当該職員に係る減ずる額を通常の場合の期末特別手当の額の 100 分の 40 を超え 100 分の 100 未満の範囲内で定めることができる。

第 14 条の 8 給与条例第 8 条の 5 第 2 項の規定により通常の場合の期末特別手当の額を減ずる場合に必要な手続は、人事委員会が定める。

（支給日）

第 15 条 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給日は、別表第

（支給日）

第 15 条 期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第 4 の基準日欄に

4の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその日前においてその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。

(端数計算)

第16条 給与条例第8条第2項の期末手当基礎額、給与条例第8条の4第2項前段の勤勉手当基礎額又は給与条例第8条の5第2項の期末特別手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

1 [略]

別表第1 (第5条の3関係)

組織区分	給料表	職	加算割合
知事	[略]		
部局	教育職(一)	出先機関 学部長、学生部長、研究科長、附属図書館長、教授	100分の15
		[略]	
	[略]		
	[略]		

掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその日前においてその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。

(端数計算)

第16条 給与条例第8条第2項の期末手当基礎額又は給与条例第8条の4第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

1 [略]

2 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第14条第1号及び第2号の規定の適用については、同条第1号ア中「100分の145」とあるのは「100分の135」と、「100分の185」とあるのは「100分の165」と、同号イ中「100分の170」とあるのは「100分の150」と、同条第2号ア中「100分の70」とあるのは「100分の60」と、「100分の90」とあるのは「100分の80」と、同号イ中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

別表第1 (第5条の3関係)

組織区分	給料表	職	加算割合
知事	[略]		
部局	教育職(一)	学長	100分の20
		学部長、学生部長、研究科長、附属図書館長、教授	100分の15
	[略]		
	[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

